

## 高齢運転者標識

JJ1SXA/池

70歳以下の方には関係無いですが、道交法の改正で「高齢運転者標識」の表示の扱いが2転3転し、結局現時点ではどうなっているのという疑問を持っている人が多いようです。

「高齢運転者標識」は、高齢者の自動車事故の増加に伴って導入されたもので、当初は75歳以上を対象とし努力義務だった。

平成14年(2002)に対象年齢が70歳以上に変更された。

続いて、平成20年(2008)6月から75歳以上の運転者には表示義務が課せられた、当然反則金が課せられ減点対象となった。

平成21年(2009)4月にまたまた道交法が改正され、努力義務に戻ったため罰則も無くなり、反則金支払い及び減点の心配は無くなった。

道交法の条文は次のようになっている。

第七十一条の五項

2 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許(以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。)を受けた者で**七十五歳以上のものは**、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の**標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。**

3 普通自動車対応免許を受けた者で**七十歳以上七十五歳未満のものは**、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の**標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。**

附則第22条第1項

第七十一条の五第二項の規定は、当分の間、適用しない。この場合において、同条第三項中「七十歳以上七十五歳未満」とあるのは、「七十歳以上」とする。

相変わらず、法律の条文は解釈するのが大変です、要するに、第七十一条の五項2で、**七十五歳以上のものに表示義務**を課していますが、同3では**七十歳以上七十五歳未満のものには努力義務(罰則無し)**としていましたが、その後、附則第22条第1項の改正により**一律七十歳以上のものは努力義務**とすとなったのです。

「初心運転者標識」「聴覚障害者標識」は義務(罰則あり)、「高齢運転者標識」と「身体障害者標識」は努力目標(罰則無し)、これが現在の正しい解釈です。

高齢運転者標識は枯葉マークと言われ不評だった「もみじマーク」から「四つ葉マーク」へ

